

## 新型インフルエンザ等の流行に備えた検疫待機施設の確保に係る覚書

### (基本方針)

厚生労働省は、検疫法（昭和26年法律第201号）第2条第2号に掲げる感染症及び同法第34条の規定に基づき政令で指定する感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）の流行局面において、新型インフルエンザ等の流行地域から入国又は帰国した病原体に感染したおそれのある者の待機施設（以下「検疫待機施設」という。）を確保する。

検疫待機施設の確保に当たっては、まずは民間施設の活用による対応が前提となるが、不測の事態に備え、各府省庁と協議後、速やかに検疫待機施設として開設するため、開設までの必要な手続について、次のとおり覚書を締結する。

### (開設の手続)

第1条 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長 森田 博通（以下「甲」という。）は、警察大学校教務部庶務課長 高橋 和明（以下「乙」という。）に対して、新型インフルエンザ等の世界的発生動向と我が国への影響等を踏まえて、民間施設の活用だけでは十分な検疫待機施設の確保が困難な場合に限り、検疫待機施設として提供を受けたい室数及び使用期間を明示した上で、第2条に掲げる施設について、検疫待機施設として提供を要請（以下「提供要請」という。）する。

2 乙は、前項の提供要請を受けた場合、甲に対して、速やかに、受諾の可否を回答する。

受諾の可否を判断するに当たっては、受諾後の検疫待機施設への入所が、検査を受け陰性が確認された者に限られるものであることその他諸般の事情を考慮する。

なお、新型インフルエンザ等の流行初期であり、検査方法が確立されていないなどの事情により、入所前の陰性確認が困難である場合には、甲は、乙に対し受諾可否の判断に必要な情報の提供を行うこととする。

3 乙は、前項の場合において、受諾可能と回答した場合は、その回答した日から、原則として、4日以内に検疫待機施設として学生寮2棟のうち1棟を甲に引き渡す。また、第1項により、甲が学生寮2棟の提供を要請した場合には、7日以内に2棟目を甲に引き渡す。

4 甲は、第2項により乙が受諾可能と回答した場合には、警察大学校における研修を継続するため、原則として、乙が要望した室数のホテルその他の宿泊施設を4日以内に確保する。

5 甲と乙は、引渡日までに国有財産使用承認など、国有財産（施設）使用に係る手続を協力して行う。

6 甲は、検疫待機施設の開設に際し、地元自治体等へ必要な説明や情報提供を行う。なお、乙の協力が必要な場合は別途協議の上決定する。

(使用物件)

第2条 第1条第1項に規定する提供要請に基づき、乙が検疫待機施設として甲に提供する施設は、以下の建物（及び付帯設備）とする。

- (1) 所在地 東京都府中市朝日町3-12-1
- (2) 名称 警察大学校学生寮

(費用負担等)

第3条 検疫待機施設の引き渡し前の準備及び原状回復に要する費用を含め、検疫待機施設としての開設、使用及び撤去等のために必要な費用は、甲乙協議の上、厚生労働省が負担することとし、甲と乙は、費用負担及び役割分担等の詳細について、別途、協定書を締結する。

(使用期間の短縮)

第4条 甲は、民間施設の活用により十分な検疫待機施設が確保できた場合や新型インフルエンザ等の我が国への影響等を踏まえ、使用期間の満了を待たずに検疫待機施設の全部又は一部を使用する必要がなくなったときには、当該施設の原状回復を行った上で、速やかに、乙に返還するものとする。

(使用期間の延長)

第5条 甲は、第1条第1項で明示した期間を超えて検疫待機施設を継続して使用する必要があるときは、乙に対し、検疫待機施設の使用に関し、2か月を超えない範囲で期間の延長を要請することができる。この要請は、使用期間が終了する2週間前までに行わなければならない。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、甲に対して、速やかに、受諾の可否を回答する。

(覚書の有効期間)

第6条 この覚書の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙のいずれか一方より終了又は変更の申し出がない場合は、本覚書は、同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じた事項については、都度、甲乙協議の上定める。

2 本覚書の成立により、甲乙間で令和4年11月11日に締結した「新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の流行に備えた検疫待機施設の確保に係る覚書」は、現有効期間をもって失効するものとする。

甲と乙とは、本覚書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、その1通を保管する。↓

令和6年3月5日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部企画・検疫課長 森田博



乙 東京都府中市朝日町3-12-1  
警察大学校教務部庶務課長 高橋和明

